

□不利益処分の処分基準

| | | |
|------------------|-------------------|---|
| 部 課 室 等 名 | 環境部 環境政策課 企画担当 | |
| 不利益処分名 | 一般廃棄物処理施設設置許可の取消し | |
| 根 拠 法 令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | |
| 根 拠 条 項 | 第9条の2の2 | |
| 連 絡 先 | (電話 621-5217) | |
| 処 分 基 準 | 基 準 | <p>(許可の取消し)</p> <p>第9条の2の2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第8条第1項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第8条第1項の許可を受けた者が第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 前条第1項第3号に該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(3) 不正の手段により第8条第1項の許可又は第9条第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前条第1項第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当するとき、又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者が第8条の5第1項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第8条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>3 第8条の2第6項の規定は、前2項の規定に基づき都道府県知事が行う処分について準用する。</p> |
| | 参 考 事 項 | 徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。 |
| | 設定等年月日 | 平成26年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更) |